# 流動性資金調達方法等の見直しに伴う国債店頭取引清算業務に関する 業務方法書等の一部改正について

### I. 改正趣旨

国債店頭取引清算業務において清算参加者の決済不履行等の場合に当社が行う流動性資金調達の実効性向上のため、資金調達方法等の見直しを行うこととし、国債店頭取引清算業務に関する業務方法書等について所要の改正を行う。

#### Ⅱ. 改正概要

- ・ 清算参加者の決済不履行等の場合に当社が行う流動性資金調達 の利用順位について、金銭により預託を受けた当初証拠金を第一 順位から第三順位に変更する。
- ・ 清算参加者の決済不履行等の場合に当社が行う流動性資金調達 の第二順位である清算参加者との間で行う現金担保付債券貸借取 引(以下「義務付け調達」という。)について、その対象先を、資 金調達の起因となった債務の当事者である清算参加者(以下「不 履行参加者」という。)の清算対象取引の相手方である清算参加者 から、資金調達の起因となった債務の当事者である清算参加者以 外の清算参加者に変更する。
- ・ 義務付け調達に係る対象先への調達額の配分方法について、不 履行参加者との原取引額に応じた按分から、各清算参加者の当初 証拠金所要額をベースにあらかじめ定めた配分比率に応じた配分 に変更する。

### (備 考)

- ・国債店頭取引清算業務 に関する業務方法書第 74条第1項・第3項 等
- ・国債店頭取引清算業務 に関する業務方法書第 74条第2項

・国債店頭取引清算業務 に関する業務方法書の 取扱い第25条

#### Ⅲ. 施行日

平成26年6月2日から施行する。

新

(決済不履行時の資金調達)

第74条 当社は、清算参加者が金銭決済債務、 証券決済債務及び利金相当額決済債務の全部 若しくは一部を履行しないとき又はそのおそれがあると認めるときその他債務の履行状況により当社が必要と認めるときは、次の各号に規定する方法その他当社が適当と認める資金 調達の方法により得られる金銭をもって、第4 8条(第51条第4項及び第56条第2項により準用される場合を含む。次条において同じ。) 又は第69条(第57条第2項、第59条第2項、第60条第2項、第62条第2項及び第63条第2項により当社の清算参加者に対する債務を履行するものとする。

(削る)

(1) (略)

(2) (略)

(削る)

2 当社は、前項各号に規定する方法によっても なお必要な金銭の全部又は一部の調達が困難 であると認める場合には、資金調達の起因となった債務の当事者である清算参加者以外の清 算参加者から現金担保付債券貸借取引により 当社が必要と認める額の金銭を調達すること ができる。この場合において、当社は、資金調 旧

(決済不履行時の資金調達)

- 第74条 当社は、清算参加者が金銭決済債務、 証券決済債務及び利金相当額決済債務の全部 若しくは一部を履行しないとき又はそのおそれがあると認めるときその他債務の履行状況 により当社が必要と認めるときは、次の各号に 規定する方法その他当社が適当と認める資金 調達の方法により得られる金銭をもって、第4 8条(第51条第4項及び第56条第2項により準用される場合を含む。次条において同じ。) 又は第69条(第57条第2項、第59条第2項、第60条第2項、第62条第2項及び第63条第2項により準用される場合を含む。次条において同じ。)の規定により当社の清算参加者に対する債務を履行するものとする。
  - (1) <u>第15条の規定により金銭により預託</u> を受けた当初証拠金

(2) (略)

(3) (略)

- (4) 当社からの依頼に基づき現金担保付債券貸借取引の相手方となる旨の契約をあらかじめ締結している清算参加者その他の者を相手方とした当該現金担保付債券貸借取引
- 2 当社は、前項各号に規定する方法によっても なお必要な金銭の全部又は一部の調達が困難 であると認める場合には、資金調達の起因とな った債務の当事者である清算参加者<u>の清算対</u> 象取引の相手方である清算参加者(当社が定め <u>る者に限る。)</u>から現金担保付債券貸借取引に より当社が必要と認める額の金銭を調達する

達の起因となった債務の当事者である清算参加者以外の清算参加者に対し、当社が定めるところにより、当社が調達すべき額を割り当てるものとし、割当てを受けた清算参加者は、自己に対する割当額について当社との現金担保付債券貸借取引の相手方とならなければならない。

3 当社は、第1項各号及び前項に規定する方法 によってもなお必要な金銭の全部又は一部の 調達が困難であると認める場合には、第15条 の規定により金銭により預託を受けた当初証 拠金により、当社が必要と認める額の金銭を調 達することができる。

(調達資金の返済等)

第76条 (略)

2 当社は、<u>第74条第1項又は第2項の規定に</u> より資金調達を行ったときは、次の各号に掲げ る場合の区分に応じ当該各号に定める行為を行 うものとする。

(1) 当該資金調達の起因となった債務の当 事者である清算参加者から債務の履行が行 われた場合

当該債務の履行により得られた金銭の全部又は一部による第74条第1項及び第2項の規定により調達した資金の返済

(2) 当該資金調達の起因となった債務の当 事者である清算参加者が第79条又は第8 0条の適用を受けた場合

第81条の規定による国債証券の処分代

ことができる。この場合において、当社は、<u>清</u> <u>算対象取引の相手方である各</u>清算参加者に対 し、当社が定めるところにより、当社が調達す べき額を按分するものとする。

3 前項に規定する資金調達の起因となった債務の当事者である清算参加者の清算対象取引の相手方である清算参加者は、前項の現金担保付債券貸借取引について当社より申し出を受けた場合には、当該現金担保付債券貸借取引の相手方とならなければならない。

(調達資金の返済等)

第76条 (略)

2 当社は、当該資金調達の起因となった債務の 当事者である清算参加者からの債務の履行、第 81条の規定による国債証券の処分代金又は 第82条に規定する損失負担金若しくは第8 3条に規定する追加損失負担金の納入により 得られた金銭の全部又は一部をもって、第74 条第1項及び第2項の規定により調達した資 金の返済を行うものとする。

(新設)

(新設)

金又は第82条に規定する損失負担金若し くは第83条に規定する追加損失負担金の 納入により得られた金銭の全部又は一部に よる第74条第1項及び第2項の規定によ り調達した資金の返済

- 3 当社は、第74条第3項の規定により資金調達を行ったときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める行為を行うものとする。
  - (1) 当該資金調達の起因となった債務の当 事者である清算参加者から債務の履行が行 われた場合

当該債務の履行により得られた金銭の全部又は一部による当社が当初証拠金として有する金銭の額の当社が当初証拠金として預託を受けている金銭の額以上への回復

(2) 当該資金調達の起因となった債務の当 事者である清算参加者が第79条又は第8 0条の適用を受けた場合

第71条第2項に定める行為

付 則

この改正規定は、平成26年6月2日から施行する。

(新設)

新

(決済不履行時の資金調達の取扱い)

第25条 業務方法書第74条第2項の規定に より当社が調達する額の割当ては、次の各号に 掲げる場合の区分に従い、当該各号に定めると ころにより行うものとする。

(1) 当社が調達する額が、資金調達の起因となった債務の当事者である清算参加者及び基礎負担額が0円である清算参加者以外の清算参加者(以下この条において「割当対象清算参加者」という。)の基礎負担額の合計額以下である場合

当社は、次のaからcまでに定める方法により割当てを行う。

- a 割当対象清算参加者に対し、当社が調達 する額を平均当初証拠金所要額の大きい 割当対象清算参加者から順に50億円を 割り当てる。ただし、当社が調達する額が 50億円に満たない場合の第一順位の割 当対象清算参加者又は前順位の割当対象 清算参加者まで割り当てた後の残額が5 0億円に満たない割当対象清算参加者に ついては、当該当社が調達する額又は当該 残額を割り当てる。
- b 前 a の割当ての総額が当社が調達する 額に満たない場合は、その残額を平均当初 証拠金所要額の大きい割当対象清算参加 者から順に各割当対象清算参加者の基礎 負担額から割当て済みの額を差し引いた 額又は50億円(前順位の割当対象清算参加者まで割り当てた後の残額が50億円 に満たない場合には、当該残額)のいずれ

旧

(決済不履行時の資金調達の取扱い)

- 第25条 業務方法書第74条第2項に規定する当社が定める清算参加者は、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引のうち、資金調達の起因となった債務の当事者である清算参加者を相手方とし、当社が資金調達を行う日を決済日等とする一の銘柄に係る清算対象取引(当該清算対象取引に係る決済が行われたものを除く。)、同第51条の規定によるフェイルに関する一の銘柄に係る清算対象取引又は同第85条の規定により不履行となっている支払債務に係る一の銘柄に係る清算対象取引において、引き渡すべき国債証券の数量を合計した数量が受領すべき国債証券の数量を合計した数量を上回っている者とする。
- 2 前項に規定する清算参加者に、業務方法書第
  7 4条第 2 項の規定により調達すべき額を按
  分する場合には、当該額に同条第 1 項第 2 号、
  第 3 号又は第 4 号の規定により清算参加者から資金調達を行った額を加算した額について、
  前項に規定する一の銘柄に係る清算対象取引における受領すべき金銭の額の合計額から支払うべき金銭の額の合計額を減じた額をすべての銘柄について合算した額(以下この条において「資金調達按分基準額」という。)で按分し、当該按分額から業務方法書第 7 4条第 1 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号の規定により前項に規定する各清算参加者から資金調達を行った額をそれぞれ減じるものとする。
- 3 清算参加者が合併した場合その他当社が必要と認めた場合には、当社がその都度定める金

か小さい額を割り当てる。

- <u>c</u> <u>a 及び前 b の割当ての総額が当社が調達する額に満たない場合は、その残額が 0</u> となるまで前 b の割当てを繰り返す。
- (2) 当社が調達する額が、割当対象清算参加者の基礎負担額の合計額を超過する場合 当社は、割当対象清算参加者に対し、当社が調達する額を、割当対象清算参加者の基礎負担額の合計額のうちに各割当対象清算参加者の基礎負担額が占める割合に応じて按分する(1億円未満の端数があるときは、これを1億円に切り上げる。)。
- 2 前項に規定する基礎負担額及び平均当初証 拠金所要額とは、次の各号に定めるところによ り算定される額とする。
  - (1) 基礎負担額

各清算参加者の平均当初証拠金所要額に 基礎負担倍率を乗じて得た額が0円の場合 は0円、0円を超え50億円以下の場合は5 0億円、50億円を超える場合は当該額の5 0億円未満の端数を切り捨てた額とする。

(2) 平均当初証拠金所要額

各清算参加者の過去120日間(休業日を 除外する。)の日々の当初証拠金基礎所要額 (国債店頭取引に係る当初証拠金所要額に 関する規則第2条第1項に規定する当初証 拠金基礎所要額をいう。)の平均額(円位未 満は切り捨てる。)とする。

3 基礎負担額及び平均当初証拠金所要額は、毎年3月及び9月の最終営業日を基準として前項の規定に従い当社が算定し、それぞれ翌月の第10営業日から適用する。ただし、清算資格の取得又は喪失があった場合、清算参加者が合併した場合その他当社が必要と認める場合は、

額を前項に規定する資金調達按分基準額とする。

当社が適当と認める方法により算定した数値 を当社が適当と認める日から適用することが できる。

4 <u>この条において、次の各号に掲げる用語の意</u> 義は、当該各号に定めるところによる。

## (1) 基礎負担倍率

基準調達額を第1項第1号に規定する方法に準じて各清算参加者に割り当てた場合に平均当初証拠金所要額の大きい順に上位20先の清算参加者に対する割当額が同となるときの当該割当額を、当該20先のうち平均当初証拠金所要額が最低である清算参加者の平均当初証拠金所要額で除して得た数値(小数点以下第1位未満は四捨五入する。)をいう。

## (2) 基準調達額

清算参加者及び清算参加者グループごと の最大調達額の過去250日間(休業日を除 外する。)における97.72%カバー最小 値(対象となるすべての数値のうち、一の数 値以下であるものの個数の占める割合が、1 00分の97.72以上となる場合の当該一 の数値のうち最小のものをいう。)に相当す る額から、業務方法書第74条第1項に規定 する方法による資金調達想定額を減じて得 た額をもとに当社が定める額をいう。

## (3) 最大調達額

次のaからcまでに定める額をいう。

a 各清算参加者について、一の日に当該清算参加者の決済不履行が発生したと仮定した場合において当該決済不履行の発生日から起算して3日間(休業日を除外する。)における各日の当該清算参加者が履行すべき債務(信託口に関し履行すべき債

務を除く。)の履行のために資金調達を要 することとなる額のうち最大のもの

- b 清算参加者グループについて、一の日に 当該清算参加者グループに属するいずれ かの清算参加者の決済不履行が発生した と仮定した場合において当該決済不履行 の発生日から起算して3日間(休業日を除 外する。)における各日の当該清算参加者 グループに属する全清算参加者が履行す べき債務(信託口に関し履行すべき債務を 除く。)の履行のために資金調達を要する こととなる額のうち最大のもの
- c 各清算参加者(信託口を有する清算参加者に限る。)について、一の日に当該清算参加者の決済不履行が発生したと仮定した場合において当該決済不履行の発生日から起算して3日間(休業日を除外する。)における各日の当該清算参加者が履行すべき債務(信託口に関し履行すべき債務に限る。)の履行のために資金調達を要することとなる額のうち最大のもの

## (4) 清算参加者グループ

清算参加者に関係会社等(ある会社の子会社及び関連会社並びに当該ある会社の親会社、当該親会社の子会社及び当該親会社の関連会社をいう。)に該当する他の清算参加者が存在する場合における、当該清算参加者及び当該他の清算参加者をいう。

#### 付 則

この改正規定は、平成26年6月2日から施行する。